

〔適用時期〕

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得等をする事業所内託児施設等について適用されます（改正法附則 93⑰、117 ⑰）。

3 その他の改正

○ その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却(措法42の7①三・七、68の12①三・七、旧措法42の7①五・八、68の12①五・八、旧措令27の7⑥⑧、39の42⑥⑧、改正法附則90、114、平9大蔵省告示第221号、平19財務省告示第105号)	○ 適用対象資産について、次の改正が行われました。 イ 中小企業地域産業資源活用促進法に規定する認定を受けた地域産業資源事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者が取得等をするその事業計画に定める機械及び装置が追加されました。 ロ 特定旅館業を営む大規模法人が取得等をする対象設備から厨房設備が除外されるとともに、対象設備に国際放送・高速通信設備が追加されました。 ハ 飲食店業を営む法人の取得等をする対象設備が、生活衛生関係営業適正化法の振興計画に規定する振興事業の実施に係る器具及び備品に限られました。 ニ 次の設備が適用対象資産から除外されました。 ・ 持続性農業生産方式導入促進法の認定農業者が取得等をする認定導入計画に係る農業用の機械及び装置 ・ 中小企業新事業活動促進法に規定する一定の中小企業者で設立後5年を経過していない法人が取得等をする機械及び装置 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	中小企業地域産業資源活用促進法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。 平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
(2) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却(措法42の10①、68の14①)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(3) 特定設備等の特別償却(措法43①表一、68の16①表一、措規20の6、22の30、旧措令28①二、39の46①二、改正措令附則27①、34①、昭48大蔵省告示第69号、平19財務省告示第106号)	○ 公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 次の対象設備が、適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって除かれました。 ・ 汚水処理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置及び逆浸透膜分離装置 ・ ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置 ・ 脱特定物質対応型設備 ロ 産業廃棄物処理用設備について、ばい煙処理装置が石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに限られました。 ハ 窒素酸化物抑制設備及び産業廃棄物処理用設備に係る適用期限が平成20年3月31日まで1年延長されました。 ニ 指定物質回収設備及び揮発性有機化合物抑制設備に係る適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 海上運輸業を営む法人が取得等をする有機スズ化合物代替塗料又は低揮発性有機化合物塗料を船体部分に塗布しているなどの一定の外航船舶が適用対象資産とされました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1以後に取得等をする外航船舶について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

	○ 船舶の特別償却について、適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—										
(4) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却(措法43の2①、68の17①、改正法附則93②、117②)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>文化学術研究施設</td><td>24%</td><td>20%</td></tr><tr><td>うち建物及び附属設備</td><td>12%</td><td>10%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	文化学術研究施設	24%	20%	うち建物及び附属設備	12%	10%	平19.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —	
対 象 資 産	改正前	改正後										
文化学術研究施設	24%	20%										
うち建物及び附属設備	12%	10%										
(5) 保全事業等資産の特別償却(措法43の3①、68の18①、改正法附則93③、117③)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>保 全 事 業 等 資 産</td><td>13%</td><td>11%</td></tr><tr><td>うち建物及び附属設備</td><td>6%</td><td>6%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	保 全 事 業 等 資 産	13%	11%	うち建物及び附属設備	6%	6%	平19.4.1以後に取得等をする保全事業等資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —	
対 象 資 産	改正前	改正後										
保 全 事 業 等 資 産	13%	11%										
うち建物及び附属設備	6%	6%										
(6) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①表一、68の19①表一)	○ 大規模地震対策用資産の特別償却の適用期限が、平成21年3月31日まで2年延長されました。	—										
(7) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却(旧措法44の2、68の20、旧措令28の5、39の49、改正法附則93⑤、117⑤)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										
(8) 事業革新設備の特別償却(措法44の3①、68の21①、措令28の6①四・五、39の51①四・五、改正法附則93⑥、117⑥)	○ 産業活力再生特別措置法に規定する次の計画の認定を受けた法人が取得等をする次の設備が対象設備に追加され、その特別償却割合が30%とされました。また、特定事業革新設備の特別償却割合が30%とされました。 イ 技術活用事業革新計画 事業革新設備 ロ 経営資源融合計画 事業革新設備 ○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"><thead><tr><th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業革新設備導入計画に係るもの</td><td>24%</td><td rowspan="3">20%</td></tr><tr><td>事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの</td><td>30%</td></tr><tr><td>共同事業再編計画に係るもの</td><td>40%</td></tr></tbody></table> ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	事業革新設備導入計画に係るもの	24%	20%	事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの	30%	共同事業再編計画に係るもの	40%	産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする事業革新設備について適用され、同日前に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。 同 上 —
対 象 資 産	改正前	改正後										
事業革新設備導入計画に係るもの	24%	20%										
事業再構築計画及び経営資源再活用計画に係るもの	30%											
共同事業再編計画に係るもの	40%											
(9) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の4①三、68の23①三、改正法附則93⑦、117⑦)	○ 放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものの特別償却割合が次のとおり段階的に引き下げられ、この設備の適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。 <table border="1"><thead><tr><th>取 得 時 期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>平19.4.1から平20.3.31までの間</td><td rowspan="3">15%</td><td>15%</td></tr><tr><td>平20.4.1から平21.3.31までの間</td><td>13%</td></tr><tr><td>平21.4.1から平22.3.31までの間</td><td>10%</td></tr></tbody></table>	取 得 時 期	改正前	改正後	平19.4.1から平20.3.31までの間	15%	15%	平20.4.1から平21.3.31までの間	13%	平21.4.1から平22.3.31までの間	10%	平19.4.1以後に取得等をする特定電気通信設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
取 得 時 期	改正前	改正後										
平19.4.1から平20.3.31までの間	15%	15%										
平20.4.1から平21.3.31までの間		13%										
平21.4.1から平22.3.31までの間		10%										
(10) 共同利用施設の特別償却(措法44の5①、68の24①、旧措法44の5①表一・二、68の24①)	○ 適用対象施設から、中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る共同利用施設並びに店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備が除外されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。										

表一・二、旧措令28の8、39の53、改正法附則93⑧、117⑧)	○ 生活衛生関係営業適正化法第56条の3第1項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設については、適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(11) 製造過程管理高度化設備等の特別償却(旧措法44の6、68の25、旧措令28の9、39の54、旧措規20の13、22の35、改正法附則93⑨、117⑨)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。									
(12) 再商品化設備等の特別償却(措法44の6①二、68の26①、措令28の8②一・二、旧措法44の7①二、改正法附則93⑩、117⑩)	○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定計画に記載された再生利用事業に係る機械その他一定の資産が適用対象設備に追加されました。 ○ 適用対象となる食品循環資源再利用設備が、その認定計画に記載されたものに限ることとされました。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第83号)の施行の日から適用されます。 同 上									
(13) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45①表一、68の27①、措令28の9①一～四・④～⑧、39の56、旧措法45表①一～三、旧措令28の11①一～三・④～⑨、改正法附則93⑫、117⑫)	○ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却について次の改正が行われました。 ・ 特別償却割合が、次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td><td>11%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>建 物</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> </tbody> </table> ・ 適用期間が公示の日又は指定の日から平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から23年間(改正前は21年間)に延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が公示の日から16年間(改正前は14年間)に延長されました。 ○ 奄美群島地区における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 水源地域における工業用機械等の特別償却については、適用期間が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 沖縄の産業高度化地域、自由貿易化地域及び沖縄の離島における工業用機械等の特別償却については、適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	対 象 資 産	改 正 前	改 正 後	機械及び装置	11%	10%	建 物	7%	6%	平19.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — — — — — —
対 象 資 産	改 正 前	改 正 後									
機械及び装置	11%	10%									
建 物	7%	6%									
(14) 医療用機器等の特別償却(措法45の2①二・②、68の29①二・②、措令28の10③④、39の58③④、措規20の17③～⑤⑦、旧措令28の12②、39の58②、旧措規20の17①②、22の38①②、改正法附則93⑬～⑮、117⑬～⑮、改正措令附則27④) (措令28の10⑥、平15厚生労働省告示第146号、平19厚生労働省告示第65号)	○ 医療用機器等について、施設用の建物等(老人性認知症疾患療養病棟用施設及び療養病床用施設)を増改築によって転換した特定増改築施設を事業の用に供した場合には、基準取得価額(*取得価額の50%相当額)の15%相当額の特別償却が認められました。 (注) 特定増改築施設とは、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を行う施設及び軽費老人ホーム、有料老人ホームをいいます。 ○ 次の制度が廃止されました。 イ 救急医療機器に係る特別償却率上乘せ措置制度(上乘せ後20%) ロ 次の特定医療用建物の割増償却(5年間8%) ・ 老人性認知症疾患療養病棟用建物等 ・ 療養病床用建物等 ○ 建替え病院用等建物の特別償却に係る厚生労働大臣の定める基準について、所要の整備が行われました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をする特定増改築施設について適用されます。 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1から適用されます。 —									
(15) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(措法46①、68の30①)	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—									

(16) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法46の2①、68の31①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(17) 農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却(旧措法46の3、68の32、旧措令29の3、39の61、旧措規20の19、22の40、改正法附則93⑬、117⑬、改正措令附則27⑤、34④)	○ 適用期限(平成19年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に認定を受けた農業経営改善計画につき認定を受けたものについては、従来どおり適用されます。									
(18) 優良賃貸住宅の割増償却(措法47③、68の34③、旧措法47⑤、68の34⑤、旧措令29の4③～⑤⑨、39の63③～⑤⑨、旧措規20の20③、22の41③、改正法附則93②②②、117②②②、改正措令附則27⑥、34⑤)	○ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、次の改正が行われました。 イ 割増償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数35年未満</td><td>36%</td><td>28%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上</td><td>50%</td><td>40%</td></tr> </tbody> </table> ロ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。 ○ 改良優良賃貸住宅の特別償却制度が適用期限(平成19年3月31日)をもって廃止されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	耐用年数35年未満	36%	28%	耐用年数35年以上	50%	40%	平19.4.1以後に取得等をする高齢者向け優良賃貸住宅について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平19.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
対 象 資 産	改正前	改正後									
耐用年数35年未満	36%	28%									
耐用年数35年以上	50%	40%									
(19) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③、68の35③、措令29の5①三、39の64①三、旧措令29の5③二・⑤二、39の64③二・⑤二、改正措令附則27⑦～⑨、34⑥～⑧)	○ 適用対象資産から、次のものが除かれました。 イ 市街地再開発事業に係る対象施設建築物のうち住宅の用に供する部分 ロ 都市再生事業及び都市再生整備事業により整備される耐火建築物で地区内残留者が取得等をするもの ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									
(20) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、68の36①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(21) 植林費の損金算入の特例(措法52①、68の38①)	○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	—									
(22) その他(措法42の5⑥⑬、42の6⑥⑬、42の7⑥⑬、42の10⑥⑬、42の11⑥⑬、43①、43の2①、43の3①、44①、44の3①、44の4①、44の5①、44の6①、45①、45の2①③、46①、46の2①②、47①③、47の2①、48①、68の10⑥⑬、68の11⑥⑬、68の12⑥⑬、68の14⑥⑬、68の15⑥⑬、68の16①、68の17①、68の18①、68の19①、68の21①、68の23①、68の24①、68の26①、68の27①、68の29①③、68の30①、68の31①②、68の34①③、68の35①、68の36①、措令27の5⑧、旧措法42の6③⑥⑬、42の7③⑥⑬、42の10③⑥⑬、42の11③⑥⑬、68の11③⑥⑬、68の12③⑥⑬、68の14③⑥⑬、68の15③⑥⑬、旧措令27の6⑧～⑬⑭、27の7⑩～⑬⑭、27の10②～⑨⑪、27の11④～⑬⑭、39の41⑤～⑧⑩～⑬⑭二・⑮～⑰、39の42⑪～⑬⑭二・⑮～⑰、39の44③～⑥⑧～⑪⑫二・⑬～⑮、39の45④～⑧⑩～⑬⑭二・⑮～⑰、旧措規20の2の2⑧⑨、20の3⑥、20の5②、22の24③④、22の25⑤、22の27②、改正法附則88、89、90⑥、91、92、93①⑪⑬⑭⑮、112、113、114⑥、115、116、117①⑪⑬⑭⑮)	○ リース取引については、資産の売買取引(譲渡・取得)とみなすこととされたこと(19ページ3(1)参照)に伴って、所有権移転外リース取引については各特別償却制度の適用対象の範囲から、所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。 なお、特別償却制度について適用されていたリース税額控除制度が廃止され、所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。									